

事 務 連 絡
令和元年 5月30日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中
(障害者自立支援給付支払等システム担当)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課
給 付 管 理 係

障害者自立支援給付支払等システムに係る介護給付費等のデータ集計について

平素より障害保健福祉行政の推進については、格別のご理解とご協力賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、標記については、現在、障害者自立支援給付支払等システム等を活用し、各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という）から各都道府県に対して国庫負担基準単位内訳データを提供しているところですが、令和元年10月制度改正により「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成18年厚生労働省告示第530号）が公布されたことに伴い、令和元年10月（令和元年11月受付分）以降の様式として国庫負担基準単位内訳データを整理するための参考様式（別添1）を作成しましたのでご活用ください。

なお、令和元年9月（令和元年10月受付分）以前の様式については、「障害者自立支援給付支払等システムに係る介護給付費等のデータ集計について」（平成30年5月10日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付係事務連絡）において送付しております様式を、ご活用ください。

また、別添2のとおり国民健康保険中央会に対して、当該システムの修正を依頼しておりますので、各国保連より各都道府県に対して送付されるデータ内容についても一部変更が生じることをご理解いただくとともに、貴職より管内市町村に対し周知頂きますようお願いいたします。

○問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課給付管理係

TEL：03-5253-1111（内線3009）

MAIL：syougaisystem@mhlw.go.jp